

札幌市告示第260号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成26年札幌市告示1881号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成27年（2015年）1月28日

札幌市長 上田 文雄



記

- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市白石区東札幌2条4丁目30番地14の一部
- 2 特定有害物質
テトラクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去